

至学館大学・至学館大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策への取組について

【遠隔授業に関する取組について】

1. 遠隔授業のための環境整備

- ①令和2年度前期に全学生を対象として、必修科目で必要となる教科書を無償にて郵送するとともに、学内販売を中止とし、Web上での購入方法に変更。
- ②全学生を対象に、オンライン授業のための機器購入や通信費に充てることを目的に臨時奨学金として学生一人あたり5万円の支給を決定、令和2年5月28日(木)に銀行振込。
- ③遠隔授業を受講するにあたり、経済的事情等により、パソコンやタブレット端末等を用意することが困難な学生を対象に至学館大学・至学館大学短期大学教育後援会、及び至学館大学同窓会からの支援を受けて、貸与用ノートパソコンの台数を追加。
- ④学内ネットワーク環境の整備として、光ファイバー増強工事、ネットワーク機器入替、Wi-Fiアクセスポイントの増設を実施。

2. 遠隔授業の実施に関する内規の制定

至学館大学・同短期大学部における遠隔授業の実施に関する内規(令和2年4月1日施行)を設け、以下の①～⑤の手法を用いて、授業を順次展開。

- ①郵送法(印刷部の郵送)
- ②記憶媒体法(USB、CD、DVD等の記憶媒体を利用)
- ③E-mail法(学内E-mailシステムを利用)
- ④HP法(本学のネットワーク(HP等)を利用)
- ⑤ネット法(学外のネットワークサービスを利用)

3. 遠隔授業対策チームの設置と研修会の実施

各学科、及び経営管理局から代表メンバーを選出し、全学的にオンライン授業の推進を図る。また、令和2年9月23日(水)に「効果的遠隔授業の方法」をテーマに学内教職員(非常勤講師を含む)によるFD・SD合同研修会を実施。

4. 遠隔授業システムの導入

令和3年度から至学館大学独自の学修支援システム「GAKKAN net Court」(Moodle)の運用を開始。

(令和3年6月30日現在)